

警察庁深沢宿舎跡地における 障害者（児）施設の整備について

令和8年4月28日

世田谷区障害福祉部

障害者地域生活課

障害保健福祉課

計画地について



計画地

住居表示

• 深沢三丁目6番

敷地面積

• 1954.69m²

用途地域

• 第一種低層住居専用地域

建ぺい率

• 50% (角地緩和60%)

容積率

• 100%

防火規制

• 準防火地域

高さ制限

• 第一種高度地区・絶対高さ10m

建物階数

• 地上2階建て (想定)

土地所有

• 国 (関東財務局)

※事業者決定後、国から事業者へ貸付けを予定(50年間)

障害者（児）施設整備の主旨

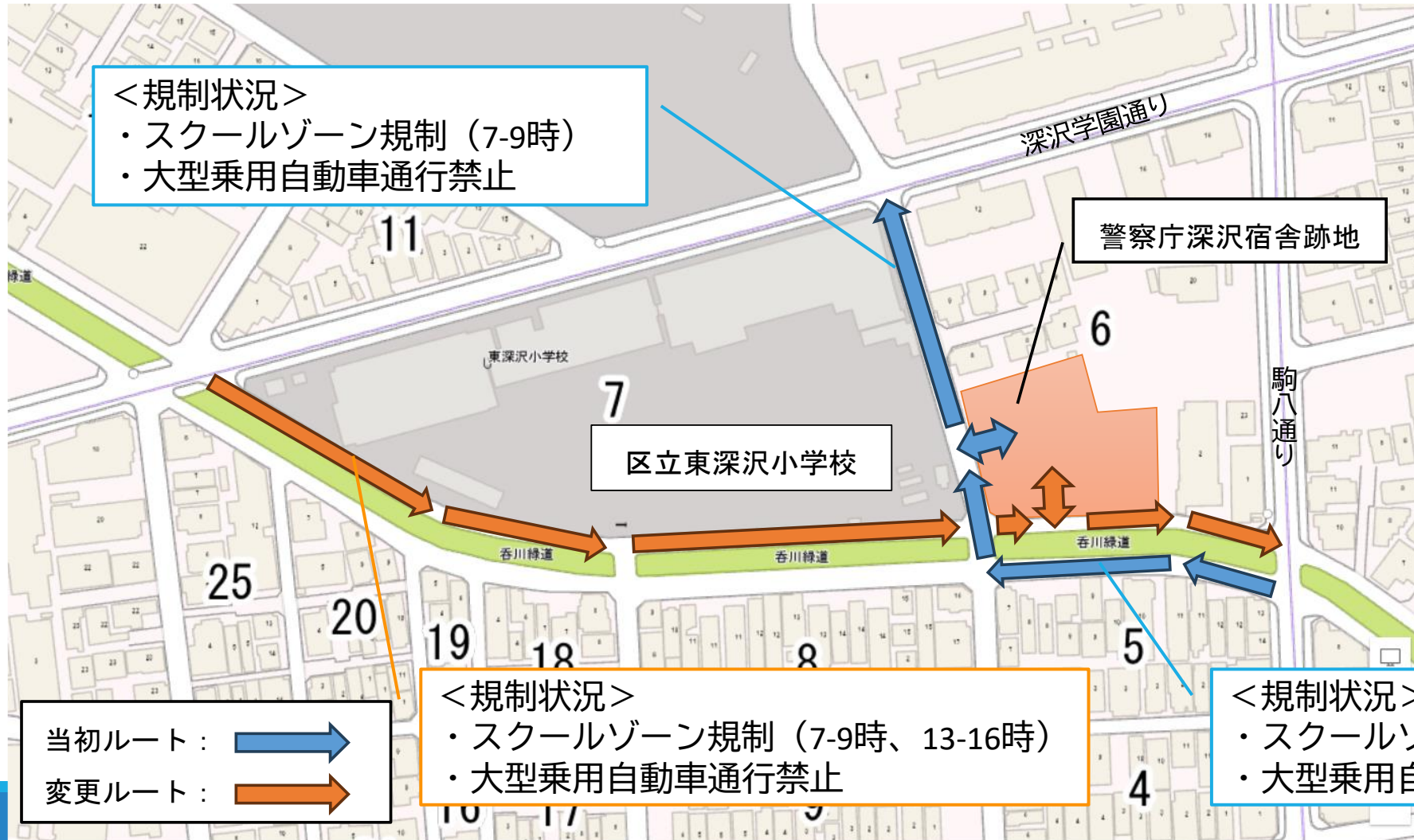
- 区では、障害者の高齢化・重度化や、いわゆる親なき後を見据え、令和2年度に策定した「障害者施設整備等に係る基本方針」に基づき、生活介護等の通所施設や重度障害者向けのグループホーム（共同生活援助）の整備を進めています。特に、障害者支援施設梅ヶ丘等の入所施設からの地域移行先ともなる重度障害者向けの施設整備は、喫緊の課題となっています。
- また、障害児通所施設についても、令和5年度に策定した「障害児通所施設等の整備の基本的な考え方について」に基づき、医療的ケアが必要な障害児の需要を満たしていない実態への対応が急務となっています。
- そのため、計画地（国有地）を活用して、医療的ケア者を含む重度障害者を対象とした生活介護及びグループホームと、医療的ケア児を対象とした児童発達支援及び放課後等デイサービスを実施する施設を整備することとしました。

これまでの経過

日程	内容
令和5年8月	近隣住民説明会（整備概要） → 複数の参加者より、国の解体工事における振動の影響が大きく、建設工事にあたり振動対策を講じるよう要望あり。
令和6年2月	近隣住民説明会（整備概要） → 住民意見や地盤調査の結果を踏まえ、事業者公募を実施する旨を説明。
4月～	地盤調査
9月	事業者公募【区】
令和7年3月	事業者決定【国】
5月	住民及び関係者への説明（東深沢小学校・町会） → 車両送迎ルートを見直すよう要望あり
令和8年1月	事業者より国及び区に対して辞退申し入れ 辞退理由：車両送迎ルートの見直しに伴い、提案事業の整備・運営が困難となったため。
4月	近隣住民説明会【今回】 <ul style="list-style-type: none">・ 事業者再公募に向けて、この間の住民意見等も踏まえて見直した整備概要の説明。・ 開設時期を令和10年4月→令和12年4月（予定）に延期。

車両送迎ルートの変更

- 計画地の南側道路は道路幅が狭く、マイクロバスなど大型車両の通行が困難となることも想定されることから当初ルートで進めてきましたが、隣接する東深沢小学校の通学路の安全確保のため、以下ルートに変更します。



※1 送迎バスの運行時間帯は、概ね8時30分～10時頃、15時～17時頃です。なお、運行時間は利用者の通所・入居先によるため、現時点の想定となります。

※2 車両はハイエース程度を想定しています。

実施事業について

- 事業者の再公募に向けて、住民要望を踏まえて周辺の安全確保や敷地内で十分な乗降スペースを設ける必要があるほか、事業者ヒアリングの意見、施設需要などを総合的に勘案し、実施事業の内容を変更します。

<公募時点>

サービス種別	定員	主たる対象
生活介護	20人程度	身体障害者
グループホーム	20人	(知的障害との重複障害や医療的ケア者を含む)
併設型短期入所	2人程度	
児童発達支援	15人	主に医療的ケアを必要とする障害児 (重症心身障害児を含む)

<再公募>

サービス種別	定員	主たる対象
生活介護	20人程度	身体障害者 (医療的ケア者や知的障害、精神障害、高次脳機能障害等との重複障害を含む)
グループホーム	10人	
児童発達支援 放課後等デイサービス ※多機能型	15人程度	主に医療的ケアを必要とする障害児 (重症心身障害児を含む)

【主な変更点】

- ①グループホーム : 定員20人→10人
- ②短期入所 : 定員2人程度→設置なし
- ③放課後等デイサービス : 新規追加

実施事業の内容（生活介護）

- 常に介護を必要とする方に、日中、排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

<一日の流れ（イメージ）>

8 : 30 ~ 10 : 00

- 送迎バス等による送迎

10 : 00 ~

- 作業・運動・アート等の日中活動

11 : 30 ~ 13 : 30

- 昼食

13 : 00 ~

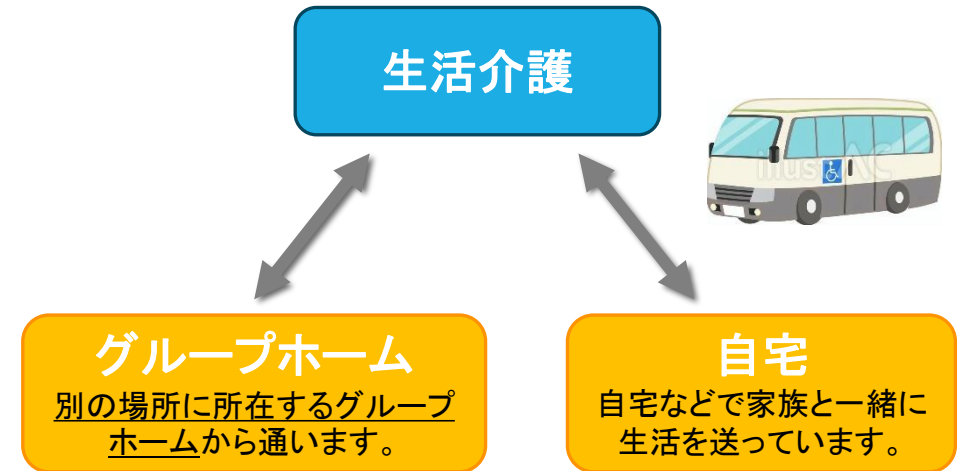
- 作業・運動・アート等の日中活動

15 : 00 ~ 16 : 00

- 帰宅準備、送迎バス乗車

※参考：利用者送迎について

生活介護とグループホームで利用者は異なり、それぞれで送迎があります。



実施事業の内容（グループホーム）

- 障害のある方が共同で生活を行う住居です。日中は、基本的に通所施設（生活介護等）に通所して活動を行います。

<一日の流れ（イメージ）>

平日

6:00~

- 起床・朝食・通所準備

8:30~9:30

- 送迎バス等で各通所施設へ通所

9:00~15:00

- 体調不良等の場合は居室で過ごす

15:30~17:00

- 各通所施設から帰宅

17:00~

- 夕食・入浴・自由時間

21:00~

- 就寝

休日

6:00~

- 起床・朝食

8:00~17:00

- 余暇活動
 - 家族やヘルパー等と一緒に外出
 - グループホームでのイベント
 - 居室で過ごすなど

17:00~

- 夕食・入浴・自由時間

21:00~

- 就寝

実施事業の内容（児童発達支援）

- 障害のある就学前の子どもが地域で療育を行う場です。保育士や児童指導員などが、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などその他必要な支援を行います。

<一日の流れ（イメージ）>

9 : 30～10 : 00

• 送迎車による送迎等

10 : 00～11 : 30

• 朝の会、課題遊び、個別プログラム等

11 : 30～12 : 30

• 昼食

12 : 30～13 : 30

• 自由遊び、帰りの支度

13 : 30～

• 順次降園

登降園



お出かけ



集団療育



実施事業の内容（放課後等デイサービス）

- 障害のある就学児（小学生～高校生）が、放課後や長期休暇中に利用する支援の場です。指導員や保育士等の支援スタッフが、日常生活に必要な動作の習得や社会性の向上、学習支援、集団活動への参加など、発達段階に応じたさまざまな支援を行います。

<一日の流れ（イメージ）>

平日

14:00～15:00

- 送迎車による送迎等

15:00～15:30

- 身支度、自由遊び

15:30～17:30

- おやつ、生活支援・学習支援プログラム等

17:30～18:00

- 順次降園

長期休暇期間

9:30～10:00

- 送迎車による送迎等

10:00～12:00

- 身支度、生活支援・学習支援プログラム等

12:00～13:30

- 昼食、休息

13:30～15:30

- 自由遊び、個別プログラム

15:30～

- 順次降園

住民要望を踏まえた主な公募条件（予定）

- 施設整備にあたっては、十分な安全対策を講じるとともに、粉塵や騒音、振動などについて近隣への影響を最小限に抑える対策を講じること。特に、当該地における既存建築物の解体工事の際に、近隣住民より振動の影響が大きかったことに関してご意見があったことを踏まえ、建設工事中の振動対策を講じること。
- 当該地の西側道路に面した箇所に東深沢小学校の屋外プールがあり、施設から屋外プールが見えないように、窓等の位置や大きさの工夫、目隠しの設置を行うなど、児童のプライバシーに配慮した設計とすること。
- 利用者の送迎車両が路上駐車とならないよう、乗降スペースを確保すること。
- 東深沢小学校の登下校時間に送迎車両が通行する際には、児童の安全に十分に配慮した対策を講じること。
- 日常的に地域との交流を図るなど、近隣住民と友好関係を構築し、地域に開かれた運営を行うこと。

<以下、再公募にあたって新規追加（予定）>

- 地域住民との交流を図るため、地域交流スペースを確保すること。
- 地域住民の安全確保のため、当該地の西側及び南側に幅員 2メートル程度の歩道状空地を整備すること。

今後のスケジュール（予定）

令和8年6月以降

事業者公募
【区】

- 住民要望を踏まえた公募条件のもと、区で事業者公募を実施します。
- 事業者は、学識経験者や医療的ケア者（児）の支援に関わる方などで構成する選定委員会で審査・選定します。

令和9年度～

事業者決定
【国】

- 区が推薦した事業者に対して、国が事業者決定をします。
- 事業者決定後、改めて説明会を開催します。

令和10年度～

工事業者入札
建設工事
【事業者】

- 国は事業者に土地を貸付けます。貸付期間は、50年間を予定しています。
- 建設工事の着工前に、改めて説明会を開催します。

令和12年4月頃～

施設開設・運営
【事業者】

- 区は、公募条件で示した施設整備・運営に関する事項が遵守されるよう、事業者に対して助言・指導・支援していきます。